

特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書

1000㎡
未満用

【官公署、公衆便所、ホテル等、路外駐車場等を除く】
規則第7条第2項第7号（第12条の5第2項第2号）関係

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	㎡

	チェック欄		《 特定施設整備基準 》	
	適用欄	届出・申請時 完了時	『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」のをチェックしてください。 「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において をチェックしてください。 《特定施設整備基準》欄の該当する にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 1(1)高齢者等利用経路、9(3)の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路			
			ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含む）までの経路のうち1以上
			イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上
			ウ	高齢者等利用居室から車椅子利用者利用便房までの経路のうち1以上
			エ	車椅子利用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
			オ	共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路の全て
			(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段（階と階との間の上下の移動に係る部分を除く）	
			段又は階段を設けない	
			段又は階段への（ 傾斜路 E V その他の昇降機 ）の併設	
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口			
				出入口前後の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口			
			ア	幅 80cm
			イ	戸を設ける 戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】 ）
			ウ	場合 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
			エ	戸の前後に高低差なし
		(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く）		
		ア	幅 80cm	
		イ	戸を設ける 戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】 ）	
		ウ	場合 戸の全面が透明な場合 衝突防止措置	
		エ	戸の前後に高低差なし	
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等			
			ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
			ウ	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
			(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台	
		記載用カウンター	70cm カウンターの高さ 80cm、下部空間：高さ 65cm、奥行 45cm	
		公衆電話台	70cm 公衆電話台の高さ 80cm、下部空間：高さ 65cm、奥行 45cm	
4 階段	高齢者等が利用する階段			
			(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			(2)	片側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
			(4)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
			(5)	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
			(6)	蹴込板及び滑り止め
			(7)	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm
			(8)	主たる階段を回り階段としない 主たる階段を回り階段以外とすることが困難
			(9)	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路			
			ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			イ	勾配 > 1/20又は高さ > 16cmの場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
			ウ	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
			エ	勾配 > 1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm
			オ	視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
			(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路	
		イ	勾配 1/12（高低差 16cmの場合 勾配 1/8）	
		ウ	傾斜路の高低差 > 75cmの場合 高さ 75cmごとに踏幅 150cmの踊場	
6 エレベーターその他の昇降機	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機			
			ア	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造
		イ	昇降路の出入口に接する部分の水平面	

7 便所 (1)はすべて。(2)(4)は男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(1) 高齢者等が利用する便所			
		ア	1以上の出入口	(7) 床面に高低差がある場合の傾斜路 幅 90cm 勾配 1/12 (高さ 16cmの場合 勾配 1/8) (1) 幅 80cm 戸を設ける場合 戸の構造 (自動開閉扉 引き戸 その他【 】) 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし
		イ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
	(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上			
		ア	洗面所	(7) 70cm 洗面器の高さ 80cm (1) 洗面器の周囲の手すり (9) 水洗器具 (レバー式 光感知式 その他【 】)
		イ	男子用小便器	小便器 (床置き式 壁掛け式 その他【 】) 周囲の手すり
	(4) 腰掛式便所			
				戸の構造 (自動開閉扉 引き戸 その他【 】) 腰掛便座、手すり等の適切な配置 便器の洗浄装置 (光感知式 押ボタン式 その他【 】)
	(2) 高齢者等が利用する敷地内の通路			
	9 敷地内の通路		ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
		イ	段がある部分 握りやすい高さ (標準: 75cm ~ 85cm) の手すり 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置 段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置 蹴込板及び滑り止め 側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり 5cm 主たる階段を回り階段としない 主たる階段を回り階段以外とすることが困難	
		ウ	傾斜路 傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置 勾配 > 1/20かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり 5cm 勾配 > 1/20の部分に握りやすい高さ (標準: 75cm ~ 85cm) の手すり (踊場含む)	
(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路				
		ア	幅 120cm 車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 50m 戸を設ける場合 戸の構造 (自動開閉扉 引き戸 その他【 】) 戸の前後に高低差なし	
		イ	傾斜路 階段に代わる傾斜路の幅 120cm、階段と併設する傾斜路の幅 90cm 勾配 1/12 (高低差 16cm の場合 勾配 1/8) 傾斜路の高低差 > 75cm の場合 高さ 75cmごとに踏幅 150cmの踊場	
		ウ	排水溝 粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ふた 車椅子のキャスターが落ち込まない溝ふた	
(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路				
		ア	視覚障害者利用経路 道等から外部出入口までの経路のうち1以上 (下記の場合を除く) (7) 主として自動車の駐車に用いする施設 (1) 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる (9) 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置 道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合	
		イ	線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備	
	ウ	点状ブロック等 (7) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 (1) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 (9) 車路に近接する部分 (1) 車路を横断する部分		
(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設				
10 駐車場			幅 350cm 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置 区画面及び付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識 駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板	
	(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室			
	(学校のみのみ)	ア	シャワー用区画の出入口の幅 80cm	
		イ	更衣用区画の出入口の幅 80cm	
ウ		粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
エ		シャワー用区画の手すり		
オ	シャワー用区画に固定式腰掛台を設ける場合 40cm 高さ 45cm			

規則第12条の5第1項に規定する建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書を提出する場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の写し (申請しようとする図書) の写しと共に、本調書を添付してください。その際には、緩和認定を受けようとする部分だけでなく、適用される特定施設整備基準の全てについて記載してください。